

住宅型有料老人ホーム 小春日和 運営管理規程

特定非営利活動法人グッドサポート福祉会

(目的)

この規程は、有料老人ホーム小春日和の管理運営並びに利用に関する事項を定め、入居者が安心、安定した生活を営むことに資するとともに、ホームの良好な生活環境を確保することを目的とする。

(運営の方針)

要介護者または要支援者であって、ある程度身辺自立の可能な方を対象に、日常生活の支援、健康管理等のサービスを提供する。

また、各人の必要に応じ、介護サービス等を受けられるよう助言、支援を行い、その有する能力に応じ、自律した日常生活を営むことができるよう支援を行うものとする。

(事業所の名称)

1 事業を行う事業所の名称、所在地および事業者は、次のとおりとする。

- ① 名称 住宅型有料老人ホーム小春日和
- ② 所在地 岐阜県土岐市泉町河合217番地
- ③ 事業者
土岐市泉町大富1645番地の9
特定非営利活動法人グッドサポート福祉会

(施設の類型)

2 住宅型有料老人ホーム

(利用定員)

3 利用定員は4名とする。

居室は4室（個室）

(業務の内容)

4 事業の内容は次のとおりとする。

- ① 居室および共用設備の提供
- ② 利用者及びその家族の、介護等に関する相談、助言を行う。
- ④ その他利用者に対する便宜の提供

5 (職員体制)

- ① 管理者 1名（常勤）

なお、入居者の状況等により、変動することがあります。

6 (サービス内容と利用料等)

- ① 部屋代（1ヶ月）40,000円
- ② 管理費 " 43,000円（4.5.11月は38,000円）
- ③ その他の利用料（重要事項説明書参照）
- ④ 日常生活等相談業務および介護相談：無料

(入居に当たっての留意事項)

- 7 利用者は、次に掲げる事項に留意しなければならない。
- ① 入居に際しては、医師の診断書、情報提供書を提出すること。
 - ② 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
 - ③ タバコ、酒類、火気等危険物の持ち込み禁止。
 - ④ 共同生活の秩序を乱す等他者に迷惑を掛ける行為の禁止。
 - ⑤ 誤嚥事故防止のため、居室内で一人のときは、原則として、食べ物禁止。
 - ⑥ 原則として金銭持ち込み禁止。ただし、入居者の希望による場合は、本人管理、少額の保管のみとする。

(非常災害対策)

- 8 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。
- ① 管理者は、防火管理者を選任する。
 - ① 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
 - ③ 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立て、年1回以上定期的に避難及び救出その他必要な訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

- 9 事業者は、運営につき、次の事項に留意する。
- ① 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - ② 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - ③ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。
 - ④ 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には加入損害保険にて、損害賠償を速やかに行う。
 - ⑤ 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、解決に向け、調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。
 - ⑦ 医療機関との連携を行う。
連携医院（正翔会クリニック） 連携歯科医院（阿部歯科医院）
(希望者には、各医療機関等より、定期的に訪問診療、健康管理等を行う。)
(緊急時等は、症状に応じ、原則として、家族または看護師と相談の上、主治医に連絡。または救急対応となる。)
 - ⑧ 重要事項説明書、契約書にもとづき、適正な運営を行う。

10 苦情対応

(重要事項説明書参照)

- 11 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人グッドサポート福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成20年1月4日から施行する。

令和7年9月1日改定